

三重県いじめ防止基本方針の改定について

1 いじめの防止等に係る国及び県の動向

- ・平成 25 年 9 月「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）施行
- ・平成 25 年 10 月文部科学省が「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）を策定
- ・平成 26 年 1 月「三重県いじめ防止基本方針」（以下「県基本方針」という。）を策定
- ・平成 29 年 3 月「国基本方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の策定
- ・平成 30 年 4 月「三重県いじめ防止条例」（以下「条例」という。）施行

現県基本方針については、改定前の国基本方針を参酌して策定されています。本年 4 月に条例が施行され、本県のいじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めました。

このことから、条例の基本理念にのっとり、いじめの防止等の対策の基本的な考え方、県、学校の責務等、いじめの防止等のための基本的な施策等に基づいた内容に改定します。加えて、平成 29 年 3 月に改定された国基本方針の内容やガイドラインに示されている重大事態の調査に関する手順等を反映し、別添のとおり改定案をとりまとめました。

2 改定に係るこれまでの経過

県基本方針の改定については、様々な立場の関係者で構成する三重県いじめ問題対策連絡協議会及び三重県いじめ対策審議会等で協議を重ねてきました。

《三重県いじめ問題対策連絡協議会構成》

三重県小中学校長会、三重県立学校長会、三重県市町教育長会、三重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察、津地方法務局、三重県臨床心理士会、三重弁護士会の各代表、学識経験者
《三重県いじめ対策審議会構成》

三重弁護士会、三重県医師会、三重県臨床心理士会、三重県社会福祉士の各代表、学識経験者

(1) 第 1 回三重県いじめ問題対策連絡協議会

ア 日時：平成 30 年 8 月 28 日（火）14 時 30 分から 16 時 30 分

イ 主な意見

- ・「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告をふまえた対応について」（平成 30 年 3 月）の内容を、県基本方針に反映し

てもらいたい。また、その内容を先生方にしっかり周知してほしい。

- ・ 県基本方針が改定された際には、その内容の周知が大変重要である。そのため、繰り返し伝えていくことが必要である。
- ・ 県基本方針が改定されることで、学校の基本方針を改定する必要がある。学校現場で基本方針が改定しやすいよう工夫してほしい。
- ・ 条例、国基本方針の改定、ガイドラインの内容が県基本方針で網羅されることは賛成である。県基本方針の改定内容について教職員を対象とした研修等も実施してほしい

(2) 第2回三重県いじめ問題対策連絡協議会

ア 日時：平成30年11月5日（月）13時30分から15時30分

イ 主な意見

- ・ SNSを活用した相談窓口の設置により、相談体制を充実することについては記載してあるが、これまでの関係機関・団体の相談窓口の周知についても記載した方がよい。
- ・ 発達障がいのある児童生徒や外国につながる児童生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめの未然防止について、理解を促す対象が異なっているので整理する必要がある。
- ・ いじめの防止等は、地域の理解やサポートが必要であり、いじめの問題が起こる前に、地域に啓発することが重要である。
- ・ 信頼できる大人が増えることで、いじめの問題が大きくなる前の対応につながると思う。
- ・ 弁護士との連携が記載されているが、すでにスクールロイヤーの事業が実施されているため、「スクールロイヤー」という表記を使用してはどうか。

3 改定案の概要

1 本方針の内容（別添 P1）

条例制定の目的、基本理念、三重県が実施すべき施策や重大事態への対処等に関する具体的な内容について示すため策定する。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方（別添P1～4）

(1) 三重県いじめ防止条例の目的

条例第1条（目的）を記載

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

条例第3条（基本理念）を記載

(3) いじめの定義

条例第2条第1項（いじめの定義）を記載

- ・けんかやふざけあいでも児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺の「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成が必要である。

3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策（別添P 4～9）

(1) 県の責務

条例第1条（目的）を記載

(2) いじめ早期発見のための措置

(ア) 定期的な調査等

児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え、面談等を実施するなど、多面的な情報を得ることにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図る。

(イ) 相談体制の充実及び周知

児童生徒が自らSOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、児童生徒にとっては多大な勇気を要することを理解し、いじめの防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備し、関係機関・団体等の相談窓口の周知を図る。

(ウ) 個人情報の保護

いじめに関する通報又は相談を行った者等の個人情報を適切に保護する必要がある。

(3) いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上

○教職員の指導力向上を目指した研修の充実

- ・生徒指導担当者講習会の開催
- ・「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（三重県教育委員会）に基づいた研修の開催

いじめへの対処については、校長のリーダーシップのもと、学校のいじめの防止等の対策組織を中核として、取り組む。

○心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保

必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関との一層の連携を進めるとともに、スクールカウンセラーによる児童生徒の心のケアに努める。

- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進”
 - ・情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方について児童生徒の理解を深めるなど、情報モラル教育に注力します。
 - ・ネット啓発講座を実施し、保護者に対して必要な啓発を行う。
- (5) いじめの防止等のための啓発活動

社会総がかりでいじめの問題を克服するため、4月と11月をいじめ防止強化月間とする。
- (6) 学校相互間等の連携協力体制の整備
 - ・条例第19条（学校相互間等の連携協力体制の整備）を記載
- (7) 三重県いじめ問題対策連絡協議会

三重県いじめ問題対策連絡協議会条例（平成26年3月）により設置している。
- (8) 三重県教育委員会の附属機関

三重県いじめ対策審議会条例（平成26年3月）により設置している。

4 学校が実施するいじめの防止等に関する施策（別添P9～16）

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を学校いじめ防止基本方針として定める。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が確認できるような措置を講じ、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織”

学校いじめ対策組織の具体的な役割としては、以下のとおりです。

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
 - ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・いじめに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、事実関係の把握といじめであるか否かの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などを組織的に実施する役割
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ対策組織は、児童生徒、保護者に対して、自らの存在

及び活動が容易に認識される取組を実施し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を適切かつ迅速に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにする。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(ア) いじめの未然防止

教職員はいじめがどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、自らの言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、未然防止に取り組む。

(イ) 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。

このため、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に取り組む。

(ウ) いじめに対する措置

教職員がいじめを発見や相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

情報共有を行った後は、事実関係の確認、対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

いじめの解消要件については以下の2つの要件が満たされていること。

①いじめに係る行為がおおよそ3か月程度止んでいる。

②被害者が心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認する

5 重大事態への対処（別添P17～22）

いじめの重大事態については、法、本基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」及び「不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態とは

いじめによる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

①「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」

②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」

(2) 報告（第一報）

学校において、重大事態が発生した場合には、速やかに学校の設置者に報告する。報告を受けた学校の設置者は、その事案の調査を

行う主体等について判断する。

(3) 調査の組織

調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

(4) 調査

いじめ行為が、いつ、誰から行われたどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

(5) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。

①調査の目的・目標

②調査主体（組織の構成、人選）

③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

(6) 調査結果の提供及び報告

学校の設置者又は学校は、被害児童生徒や保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有する。

(7) 再調査

上記（6）における調査結果の報告を受けた地方公共団体の長等は、必要があると認めるときは、法の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を第三者等による附属機関を設けて行う。

6 学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力（別添P22）

条例第22条（学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力）を引用して記載

4 今後の策定スケジュール

1月末 改定

2月～3月 県基本方針改定に係る周知